

法律科目試験問題（刑事訴訟法） 配点 50 点

〔第 1 問〕 次の【事例】を読んで、【設問】に答えなさい。（配点 20 点）

【事例】

被疑者 A は、勤務先の会社の銀行口座から現金 300 万円を不正に引き出して私的に流用したとの横領の事実で、2024 年 1 月 15 日午後 1 時ころに警察官から任意出頭を求められた。A は、出頭の前に知り合いの弁護士 B に電話をかけ、「豊中警察署に横領事件で出頭を求められた。取調べにどう対応したらよいのか分からないので、なるべく早く豊中警察署に来てほしい。」と伝えた。B は、この電話に対して、「なるべく早く行くから、私が行くまでは何もしゃべるな。」と指示するとともに、豊中警察署に電話をかけ、「横領の被疑事実で取調べ予定の被疑者 A の弁護人となろうとする弁護士 B である。」と名乗ったうえで、B が A と面会するまで取調べを開始しないよう申し入れた。

同日午後 2 時ころ、A は豊中警察署に到着し、早速取調べが開始された。その際取調べに当たった警察官 P は、B から電話があったことを A には伝えず、また黙秘権告知をすることもなく、いきなり「会社から被害届が出ている。」「お前が通帳を預かっていたな。」「300 万円も何に使った。」などと発問を開始した。これに対して A は当初、「弁護士の B さんが来たら話す。」と述べていたものの、午後 5 時過ぎに至り、「ギャンブルで 200 万円以上の借金を作ってしまい、一時的に流用するつもりで会社の口座から 300 万円を引き出した。借金を返した後に残った約 50 万円を元手に金を増やして、会社に金を返すつもりだった。」との自白をし、P は、この自白調書等を疎明資料として逮捕状を請求し、同日午後 6 時 30 分、逮捕状の発付を得て A を逮捕した。

弁護士 B は、同日午後 4 時ころに豊中警察署に到着したが、応対した警察官 Q は、「A は取調べ中だから会えない。」と告げた。B が「逮捕もしていないのに、接見指定はできないはずだ。」と抗議すると、Q はその場で取調べ中の P に電話したものの、P は、「取調べが一段落したら連絡する。」というだけであった。そこで B は仕方なく、一旦事務所に戻ることにした。B が同日午後 7 時に豊中警察署に電話したところ、応対した Q は、「A は先ほど逮捕状により逮捕した。接見希望があれば、逮捕後の諸手続が終わった後に、30 分だけ接見を認める。」と告げた。

【設問】 上記【事例】中の警察官 Q の行為について、その適法性を検討しなさい。

〔第 2 問〕 次の①～③の用語について、関連する刑事訴訟法の条文に言及しつつ、それぞれ 150 字程度で簡潔にその意味を説明しなさい。（配点 30 点）

- ① 取調べ受忍義務
- ② 訴因の特定
- ③ 非伝聞証拠